

令和4年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和4年4月21日(木) 午後3時30分

2 出席委員

|     |     |              |
|-----|-----|--------------|
| 新 倉 | 聡   | 教育長          |
| 荒 川 | 由美子 | 委員(教育長職務代理者) |
| 澤 田 | 真 弓 | 委員           |
| 川 邊 | 幹 男 | 委員           |
| 元 木 | 誠   | 委員           |

3 出席説明員

|               |         |
|---------------|---------|
| 教育総務部長        | 古 谷 久 乃 |
| 教育総務部総務課長     | 杉 本 道 也 |
| 教育総務部教育政策課長   | 飯 田 達 也 |
| 教育総務部生涯学習課長   | 柿 原 美 奈 |
| 教育総務部教職員課長    | 平 石 拓   |
| 教育総務部学校管理課長   | 二 見 裕   |
| 学校教育部長        | 米 持 正 伸 |
| 学校教育部教育指導課長   | 川 上 誠 弓 |
| 学校教育部支援教育課長   | 小 谷 亜   |
| 学校教育部保健体育課長   | 鈴 木 史 洋 |
| 学校教育部学校食育課長   | 山 田 智 子 |
| 学校教育部教育情報担当課長 | 矢 本 步   |
| 中央図書館長        | 山 口 正 樹 |
| 博物館運営課長       | 柳 井 栄 美 |
| 教育研究所長        | 阿 部 優 子 |

4 傍聴人 3名

## 5 議題及び議事の概要

教育長 開会を宣言

教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。

日程第1 議案第19号から日程第3 議案第21号について、及び日程第7 議案第25号は、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

### 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

3月4日以降につきましては、3月定例議会等が開催されたこと、並びに各学校においての卒業式が行われ、4月7日から、順次入学式が現在行われているところであります。

昨年度1月から3月までの間に、まだ新型コロナウイルス感染症の拡大が止まることがなく、全学年を通しまして、2,700名弱の感染者を出しているところであります。1月から3月までの間で、小学校でおおむね12%の児童が、中学校において8%前後の生徒が感染したところであります。4月以降につきましても、現実的にまだ収まっておりませんので、昨日現在で、300有余の感染者が出ているところです。

このような中でも、学校運営は着実に進めなければいけないという状況にありますので、各学校長につきましては、昨日、学校長会議を開きまして、子どもの健康観察について十分注意するように伝えてあるところであります。

(質問なし)

日程第4 議案第22号『令和4年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

教育指導課から、議案第22号『令和5年度使用教科用図書採択基本方針につい

て』ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で令和5年度に使用する教科用図書の採択に当たって公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき採択事務を進めてまいります。

令和5年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、優れたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する、の3点です。

小・中学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、4年に一度採択替えを行うこととなっています。高等学校、特別支援学校及び特別支援学級は、毎年採択替えを行っております。

2、3 ページは、教科用図書採択検討委員会条例です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関する規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、令和5年度に使用する教科用図書が決定されます。

4、5 ページは、教科用図書採択に関する事務処理について、必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6 ページの別表が、採択に係る調査部会の内訳です。先ほどもお伝えしたと本年度は高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の採択のため設置します。

続きまして、7 ページをご覧ください。

こちらは採択事務の仕組みや流れについて、図で示したものです。本年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる高等学校、特別支援学級を含む特別支援学校に係る2つの専門部会を設置し、それぞれに学識経験者、保護者や学校関係者等で構成された6名、計12名で組織いたします。

それぞれの専門部会で検討した結果を、最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月20日から8月31日までといたします。

採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。

教科用図書展示会は、6月10日から6月23日まで、横須賀地区教科用図書センターの機能を有する教育研究所と産業交流プラザで開催いたします。

どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、議案第22号『令和5年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第23号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中改正）』

日程第6 議案第24号『教育長の臨時代理による事務の承認について（学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正）』

教育長 一括して議題とすることを宣言

（総務課長）

それでは、議案第23号及び議案第24号についてご説明いたします。

3月の教育委員会定例会におきまして、これらの議案については、教育長の臨時代理により行うことをご報告させていただきました。

市の組織改正に伴う事務が整ったことを受け、教育長の臨時代理による事務により、令和4年4月1日付でこれらの規則等の改正を行わせていただきましたので、本日ご承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、いずれも令和4年度の市長部局の組織改正により、市民部が民生局地域支援部へと部名が変更されることに伴う所要の条文整理を行うものでございます。

改正の詳細につきましては、議案第23号及び議案第24号、いずれも資料の3ページに朱書きで記載のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、いずれの規則等も施行日は令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第23号及び議案第24号の説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第23号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

議案第24号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『市立中学校水泳プールにおける水道水の溢水事故について』

（学校管理課長）

『市立中学校水泳プールにおける水道水の溢水事故について』ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

まず、１、事故の概要ですが、市立馬堀中学校において、プール管理の担当教員が令和３年６月下旬から同年９月上旬までの期間、コロナ禍での「水質の維持管理」を理由として、管理職等と相談することなくプールへ給水を続け、大量の水道水をオーバーフローさせて流失し、水道料金及び下水道使用料として、348万8,000円の損失が発生しました。横須賀市はこの給水は「水質の維持管理」として非常に不適切であり、過失があると判断し、関係教職員３人に対し損害賠償請求を行いました。

２、事故後の対応についてですが、学校長に、当該年度の水泳プールの管理状況の詳細について報告を求めるとともに、関係者から事情聴取を行いました。聴取内容から、学校の水泳プール維持管理体制に過失があったと判断し、事故として、県教育委員会に報告いたしました。

３、損害賠償請求についてですが、溢水による損失が多額であったため、本市顧問弁護士に見解を求め、担当教員が管理職等に相談せず、水をオーバーフローさせ、コロナ対策ができると思い込み、長期間水を流失させた。

プール管理に関する責任者を置かず、学校組織として何をすべきかを決めておらず、プールの管理体制を作っていなかったなどの過失があり、損害賠償請求を行うべきとの意見を得ました。そこで過去の他都市の事例や最高裁の判例、類似事故の判決等を参考に、関係教職員３人に対し、プール管理専門の職員ではなく、また、プール管理を主たる業務としていないこと等の諸事情を考慮し、損失額348万8,000円の２分の１の額174万4,000円を職責及び過失内容等に応じ、民

法第709条の規定により損害賠償請求を行いました。

請求対象教職員及び損害賠償請求額等については、下段に記載のとおりです。

4、今後の対応についてですが、市立学校長会議及び学校プール管理担当者への説明会等で事故発生の経緯等を説明し、再発防止のための注意喚起を行ってまいります。

市立学校水泳プールにおける水道水の溢水事故についてのご説明は以上です。

(澤田委員)

損害賠償請求額ですが、損失額の2分の1という判断の根拠について、補足説明いただければと思います。

(学校管理課長)

本件につきましては、根拠となります法令、民法第709条で損害賠償請求をさせていただきますいておりますが、民法の中の基本的な考え方の中に、信義則というような考え方がございます。このような中でお勤めしていただいている、働いていらっしゃる被用者の方が、仕事上のミスによって組織に損害を与えた場合には、どうしようかというところなのですけれども、使用者はその事業の性格ですとか、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、そういったもろもろの事情を勘案して、信義則上相当と認められる限度において、損害賠償を請求することができるというような判決がございました。

それはどういったことかといいますと、事業をしている、今回でいえば市の側と、それから、お勤めして、今回ミスを犯してしまった教職員の側というところで、どういった状況があったのかなということ、細かく事情聴取をさせていただきまして、本来、今回過失があったことは間違いないのですけれども、それは故意で何かを流出させてしまったですとか、そういうことではなくて、子どもたちのためを思って少し勘違いがあったということで、長い期間、水を流してしまったと、そういった事情を勘案しまして、負担していただく限度を2分の1とすることが相当ではないかと。これにつきましては、顧問弁護士ですとか、あるいは、同様な事故を起こしている他の自治体の事例を調べさせていただきながら、横須賀市として判断させていただいた割合が2分の1というようなことございます。

(川邊委員)

4の今後の対応についてというところで、学校プール管理担当者会議とありますけれども、これはどのような構成になっていて、どのような仕事をしている会議なのでしょうか。

(保健体育課長)

学校プール管理担当者会議についてですが、実際には各学校でプール管理をその年に担当する教員に集まっていたいて、私たち保健体育課から安全管理のことであるとか、又はプールの授業における安全な指導について、説明や指導をする会でございます。ですので、会議という名称になっているのですが、何かを話し合っ決めていくということではなくて、我々が注意すべき点について説明をしたり、指導したりする。そういった目的で集まっていたいてるとご理解いただければと思います。

(元木委員)

弁護士の見解によりますと、プール管理に関する責任者を置いていないとあります。ほかの学校ではプール管理の責任者を置いた体制というのはつくっているのでしょうか。ほかの学校での様子をお聞かせいただければと思います。

(保健体育課長)

先ほどご説明いたしました担当者の説明会の折に、各学校の状況に応じて管理体制を整えてほしいという説明の中で、モデルとして校長がトップで、教頭がその次で、実際にプールを担当している職員という構成で運営をしてくださいとお願いをされていて、大半の学校はそれに倣って体制を整えて行っていたいてると認識しております。

(新倉教育長)

多分、今の元木委員のご質問は、当該、そのような組織が、この学校ではなかったのかという確認です。そちらについてはいかがですか。

(保健体育課長)

当該学校の職員からの聴取の中では、恐らく教科の担当がやるものだろうという認識はあったけれども、あえて誰々が責任者という確認のための打合せを持ったりだとか、話し合いをしたことがなかったと伺っています。ということは、責任者を置いていなかったということによろしいですかということについても、そのようになってしまいますという回答をされていました。

(元木委員)

他の学校でも起こり得ることですので、形骸化するような体制ではなくて、必ず実態を伴った形で管理、運営していただけるようにご指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

(新倉教育長)

本件につきましては、まず、私から各委員の皆さんにおわびをしなければいけない案件だと思っております。

特に、昨年9月以降に水道料金が多額に上るという形の報告を受けました後、施設の老朽化に伴う漏水による、いわゆる事故の問題なのか、それとも人為的な何かがあるのかということについて、調査をお願いさせていただいたところです。その後、人為的なミスだということが出てまいりましたけれども、では、人為的なミスがどのような状況で起こったのか、それから、もう一つは、当該損失といたしましたか、損害をどのように認定するかということに、少し時間がかかってしまいました。と申しますのも、学校プール自身に個別のメーターがついていないため、水道使用料が把握できないということがあり、前年の数値等を見比べれば、ある程度の数値の把握はできるのですが、前年が新型コロナの感染症の関係で、プール授業を全く行っていませんでしたので、そういった場合の、通常のその使用料が算定できなかったという問題がありました。

このため、令和元年度等の平均数値をどうやって出すかということ、その上で損害額が出たときに、その損害賠償の責めにある割合等はどのように判断したらいいかということ、弁護士等に再三相談をし、当該職員等の事情聴取等に時間をかけてまいりまして、何とかその数字ができたのが3月末に至ってしまったということで、このような事故の報告が遅れましたことと、処理の不手際もありましたことについて、まず私からもおわびさせていただきます。申し訳ございませんでした。

また、昨日、学校長会議開きまして、かかることのないように、各学校長に伝えたところであります。あわせて、多額の経費をかけてしまったことにつきましては、市民の皆さんにおわびしなければいけないところだと思っております。大変反省せざるを得ない点が多々あった事件だと思っておりますので、大変申し訳ございませんでした。

報告事項(2)『横須賀市立小中学校適正配置審議会への諮問について』

(教育政策課長)

それでは、横須賀市立小中学校適正配置審議会への諮問について、ご説明させていただきます。

初めに、1の諮問の経緯でございますが、令和4年3月に策定し、本定例会におきましても報告させていただいた横須賀市教育環境整備計画では、人口減少が進む本市におきまして、学校規模の小規模化、施設の老朽化、通学区域に關す

る課題等の解決に向けた検討を行い、市立小・中学校の教育環境の整備を行うこととしています。

2の検討組織でございますが、教育環境により適正な整備を図るため、教育委員会は附属機関である横須賀市立小中学校適正配置審議会に諮問いたします。

この審議会は地域ごとに、学校関係者、保護者地域の方々に構成する各地域別協議会に意見聴取を行い、課題解決に向けた方策案等を検討いたします。また、教育委員会におきましては、審議会からの答申を受けて、教育環境の整備についての方策を決定することとしています。

次に、3の検討地域・対象校についてでございますが、教育環境整備計画の計画期間は、令和4年から令和11年の8年間とし、前期と後期に分けて進めていきたいと考えています。まず、前期では、田浦地域の田浦小学校と長浦小学校、走水・馬堀地域の走水小学校と馬堀小学校の2つの地域を対象とし、後期におきましては、逸見・中央地域の逸見小学校、沢山小学校、桜小学校、汐入小学校を対象にしていきたいと考えています。

今年度から検討を開始する田浦地域と、走水・馬堀地域の2つの地域の教育環境の整備の推進に係る方策等について、横須賀市立小中学校適正配置審議会に諮問することといたします。

なお、諮問書の案につきましては、2枚目以降に参考として添付させていただきましたので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終了いたします。

(荒川委員)

では、この該当する地域の皆様、学区の皆様には、どのような形でお知らせをするのか教えていただけたらと思います。

(教育政策課長)

まず、地域におきましては、この地域別協議会の中で、PTAの保護者であるとか、そういった方につきましては、まず協議会に入ってください。それから、各学校の保護者向けに、この教育環境整備計画に関するチラシ等をお配りするというので、周知等を図っていくと考えております。

(元木委員)

報告事項の資料の3番の検討地域・対象校における対象校についてです。各地域とも、小学校しか記載がございませんが、中学校も含めて環境整備を行っていくというふうに考えてよろしいでしょうか。

(教育政策課長)

小学校、中学校ともに対象になっておりまして、ただ、この計画の中で、どうしても喫緊に対応するべきというところで、優先順位をつけながら行っていくと考えております。まず、この田浦地域につきましては、田浦小学校というところが、どうしても校舎の建築年度がかなり、一番進んでいるところがございます。また、馬堀・走水地域につきましては、小規模化が一番進んでいるというところで、それぞれ優先順位をつけながら行った結果、小学校という形になっております。

(元木委員)

ということだと、地域別協議会の構成員については、基本的に小学校に関わる方々がメインになるという形ではよろしいでしょうか。

(教育政策課長)

まず、メインになるのは小学校の先生でございますけれども、やはり、小・中連携ということもございますので、地域別協議会の中には、それぞれの中学校の校長先生にも入っていただくような形で審議を進めていきたいと考えております。

報告事項(3)『1人1台端末の持ち帰りについて』

(教育情報担当課長)

では、報告事項3『1人1台端末の持ち帰りについて』ご説明いたします。資料をご覧ください。

令和3年度から活用を開始している1人1台端末の持ち帰りについて、以下のとおり開始します。

1の概要ですが、端末の導入から1年以上経過した中学校より、非常時における端末の持ち帰りを開始します。これにより、コロナ禍などでの学習機会の確保ができるようにします。

2スケジュールですが、4月から5月にかけて各学校へ周知をいたしまして、それから保護者と同意書を取り交わし、学校で端末持ち帰り管理簿などの整備をしていただきます。5月から6月に、各家庭における端末接続確認調査を行い、調査が完了した学校より順次本番の運用といたします。

端末接続確認調査に当たっては、各校に最低限の台数の非常時の貸し出し用モバイルルーターを配備する予定です。調査の結果により、必要な機器や数量の

用意について検討いたします。

3、本番運用後の検討項目ですが、中学校での端末持ち帰り実施の結果を受け、小学校での端末の持ち帰りについても検討を進めていく予定です。

以上で、報告事項3『1人1台端末の持ち帰りについて』の説明を終わります。

(元木委員)

端末接続の際に、Wi-Fiルーターを貸し出すという話があるのですが、この貸し出しの大体の個数だったりとか、もしくは貸し出しする際の費用だったりとかというところは、概算どのぐらいになっているのでしょうか、教えていただければと思います。

(教育情報担当課長)

モバイルルーターですが、最低限の台数といいますけれども、大体1クラス単位で40人だとすると、その大体1割程度を想定して4、5台程度、1つの学校でを想定しております。

今のところ、ルーターがは買い取りではなくてレンタルで想定しております。

(元木委員)

このルーターは基本的には無料で貸し出すという形になるのでしょうか。

(教育情報担当課長)

あくまでも非常時ということで、無料での貸し出しを、現在のところは考えております。

(元木委員)

あと1点ございます。

本番運用についてです、6月以降行っていく形になるかと思いますが、あくまで非常時ということで、実際に非常時になってから、いきなりこの貸し出しと申しますか、その持ち帰りを行っていくのか、それとも、事前に持ち出し、持ち帰りというものをテストだったりとか、そういったトレーニング等は行う予定はあるのでしょうか、教えてください。

(教育情報担当課長)

すみません、こちらの家庭での端末接続確認調査というのが、まさに持ち帰って接続してみる調査でございます。ここで、いざというときにどこの家庭でも使えるような状況を整備しておいて、いざというときに備えるということござ

います。

(新倉教育長)

もう1点だけご報告足させていただきますと、今、1人1台端末は、1人がその端末を1年間使うという形で、教室で確保していますが、この端末をそのまま家に持ち帰ったとしても、すぐに接続ができるわけではありません。各家庭の無線Wi-Fiのルーター等のID番号等をこちらの端末の中に入れなければ、接続ができませんので、これを各家庭で実際に行ってみてみてください。そうすると、その端末は学校でもそのまま使っていますので、いざといったときにそれを持ち帰れば、家庭でそのまま接続できるようになるだろうということが大事です。

ただ、家庭におけるWi-Fi環境がない方については、それができませんから、逆にWi-Fiルーターを仮に貸与し、環境がない方はそれを使ったら家につながるかということを確認をしておこうということになるかと思えます。

今後、各家庭でWi-Fi環境を利用するために、端末にそのIDコード等を入れておくことによって、家に持ち帰ったときに即使用可能な状態にしようということで。ただ、これは毎年機器の更新といいましょうか、中を変えていかなければいけませんので、といたしますのは、その同じ端末を翌年度以降とか、在校期間ずっと使うわけではありませんで、1年ごとになりますので、毎年4月には、その更新をかけていかないと考えているところです。

すみません、途中で私が説明して申し訳ありません。今、そのように報告を受けています。

報告事項(4)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、令和3年度市立学校における新型コロナウイルス感染症陽性者についてです。

1番の(1)は令和3年度の月ごとの陽性者数をグラフにしたものです。児童生徒、教職員ともに2月、3月が突出していますが、この2か月間で児童生徒

2,240名、教職員149名、合計2,389名の陽性が判明しました。

次に、(2)の表をご覧ください。

これは令和3年度中に臨時休業等の措置を実施した学校数を集計したものです。記載のとおり42校において学級閉鎖措置、13校において学年閉鎖措置、3校において臨時休校措置を実施しました。このうち大半は1月から3月までの、いわゆる第6波の期間に実施したものです。なお、臨時休業措置の実施期間の平均はおよそ3日間でした。

次に、今後の感染予防策についてです。

横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて、3月中は1月21日版に基づき、感染リスクの高い教育活動を避けて取り組んでいただきましたが、神奈川県に適用されていまま延防止等重点措置が解除されたことなどを踏まえ、従前の本市行動基準レベル2の対策に幾つかの改定を加え、4月1日版を作成しました。現在はこれにのっとして対策を徹底するよう学校に依頼しています。

学校において特に留意して取り組むことは、資料記載の(1)から(5)ですが、特に(3)について、国のガイドラインでは、感染対策をせずに飲食を共にした場合は、濃厚接触者と同様に扱う旨の記載が追加されたことを受け、食事場面では会話を控えることとともに、パーティションの設置の徹底をお願いしています。

また、(5)についてですが、陽性者本人の情報だけでなく、所属学級の陽性者数など、周囲の状況に関する情報についても、学校内で整理していただき、報告していただくようお願いをしています。学校関係者の要請判明の報告数は、4月に入ってからはやや減少しているように感じておりますが、それでも現在、1日に15名から20名程度の報告を受けています。引き続き状況を注視するとともに、今後も学校と連携し、感染拡大防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

(新倉教育長)

1点だけ、私から確認ですが、学校内において、いわゆるクラスターが発生しているということは、これまで生じているのですか。いわゆるこれだけ学級閉鎖や学校、学年閉鎖、休校というのは、学校内で何かがあって、これらが閉まっているというふうに理解すべきものなのか、それとも子どもが全然別のところで感染し、その人数が多人数に及んでいるので、やむなくその拡大を止めるために休んでいるのかと。やはり考え方幾つかあるかと思うのですけれども、どちらで基本的に学校内のクラスターがあったのか、ないのか、この辺は保護者の方もご心配だと思うので、はっきりと少し説明をしておいていただきたいと思います。

( 学校教育部長 )

まず、今年、2022年になってから、クラスターというような状況になったこと  
はございません。去年については、クラスター対策検査等にかかったところがあり  
ましたが。

( 新倉教育長 )

クラスターというのは、そこが原因となって集団活動の発生源になったとい  
う意味で、クラスターというふうに表現するのだと思っているのですが、それが  
去年は学校であったのですか。

( 学校教育部長 )

すみません、そういった意味では、昨年度もありませんでした。

それで、今教育長からご質問のあった感染の状況、どこで感染しているかとい  
う状況については、学校以外では、まず考えられるのが、登下校のときに、どう  
しても子どもたちが密着したり、又はどこかに集まっておしゃべりをしたりと  
いうようなところで、感染をしてしまうようなケースが幾つか散見されました。  
また、地域の何かちょっとした楽しい集まりがあったというような状況の後、増  
えたというケースもございました。そして、また習い事等で、同じ習い事に通っ  
ている子どもたちが、同じ学校とは限らず、A校とB校で陽性になったのだけ  
どもよくよく調べてみると、同じ習い事に行っていたといったようなケースが  
ありましたので、そこで感染したのではないかと考えられるケースがございま  
した。

以上でございます。

#### 報告事項( 5 )『全国大会( 冬季 ) 結果報告について』

( 保健体育課長 )

全国大会冬季の結果について報告いたします。

令和4年2月、令和3年度全国中学校体育大会の冬季の競技が行われました。  
本市からは浦賀中学校3年生の石川颯真さんが2月1日から4日の日程で、長  
野県野沢温泉スキー場において開催されました第59回全国中学校スキー大会に  
出場しました。

アルペン競技の2種目に出場した石川さんは、男子スラロームで、出場選手  
180名中72位、ジャイアントスラロームでは、出場選手180名中88位という結果を  
残しました。

報告は以上です。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1 議案第19号から日程第3 議案第21号について、及び日程第7 議案第25号は、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和4年4月21日(木) 午後4時39分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡